

第65号議案

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

(府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第1条 府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年9月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第37条」に改める。

第6条中「認定こども園をいう。）（」の次に「第37条及び」を加える。

第24条中「並びに付則第3項」を削る。

第36条の次に次の1条を加える。

(連携施設に関する特例)

第37条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。次項にお
いて「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者にあつては、連携施設
の確保に当たって、規則で定める事項に係る連携協力を求めることを要しな
い。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号
に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（付則第4項に
おいて「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条の
規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第3項中「(家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）
において実施されるものに限る。）」を削り、付則第4項中「家庭的保育事業者
等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を
「10年」に改める。

(府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部改正)

第2条 府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年9月府中市条例第15号）の一部を次のように改正

する。

第39条第1項中「を適切に確保しなければならない」を「の確保その他の必要な措置を講じなければならない」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 事業所内保育事業（第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、規則で定める事項に係る連携協力を求めることを要しない。

4 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が相当と認めるもの（付則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第4条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。